

郵便等による不在者投票のできる者の範囲

- (1) 身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳の交付を受けている選挙人で、障害の程度がそれぞれ次の事項に該当する者

交付手帳名 障害の種類	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
両下肢、体幹 移動機能	1級若しくは2級	特別項症から第2項症まで
心臓、じん臓、呼吸器 ぼうこう、直腸、小腸	1級若しくは3級	特別項症から第3項症まで
肝臓	1級から3級まで	
免疫		

- (2) 介護保険法上の要介護者で、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「**要介護5**」である者として記載されている者

※郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、自ら投票の記載をすることができない者として次の事項に該当する者

交付手帳名 障害の種類	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
上肢又は視覚	1級	特別項症から第2項症まで